

さいたま市既存ブロック塀等改善事業

# 助成制度 ご利用の手引き



# 目次

	ページ
1 助成金交付手続きの流れ	1
2 申請の前にご確認ください	2
3 申請手続きについて	7
(1) 助成金の交付申請について	7
(2) 辞退・変更について	8
(3) 工事実績の報告について	8
(4) 助成金の請求について	9
4 よくある質問	10
5 関連制度について	12
6 様式	14

## —ご案内—

本事業に関する要綱及び申請書類等は、下記のさいたま市ホームページからダウンロードできるほか、北部・南部建設事務所の各建築指導課及び建築総務課で配布しています。また、本助成制度は、「さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱」及び「さいたま市ブロック塀等改善事業助成金交付取扱い要領」に基づき助成するものです。詳細につきましては、要綱をご確認いただきますようお願いします。

### ●既存ブロック塀等改善事業

トップページ >暮らし・手続き >住まい・住居 >耐震補強

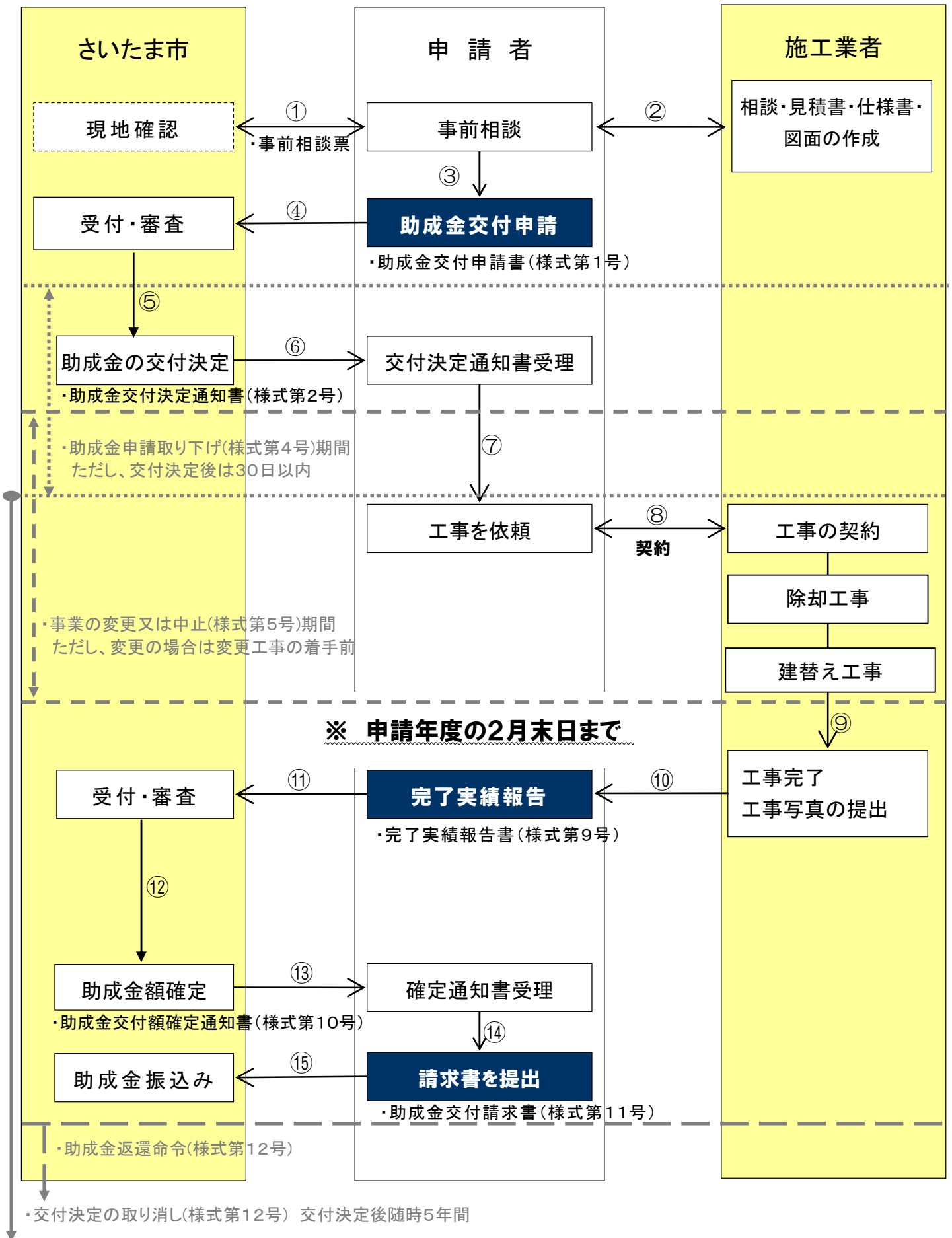
>既存ブロック塀等の除却・建替え工事の費用を助成します

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p063311.html>

こちらのQRコードからアクセスできます。→



# 1 ブロック塀等改善事業 助成金交付手続きの流れ



## 2 申請の前にご確認ください

**！ 助成金の交付申請を行う前に、工事に着手してしまうと、助成は受けられませんのでご注意ください。**

### 事前相談

○助成金の申請にあたっては、以下の事項を確認するために、必ず事前相談をお願いいたします。

- ・対象のブロック塀等及び助成金の申請者が交付要件を満たしているか。
- ・ブロック塀等が所在する現地の状況（立ち会いをお願いします）。

○事前相談は、ブロック塀等の所在する区ごとに以下の場所で受付します。

- ・【西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区】

北部建設事務所 建築指導課（大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 6 階）  
Tel 048-646-3235

- ・【中央区、桜区、浦和区、南区、緑区】

南部建設事務所 建築指導課（中央区下落合 5-7-10 中央区役所 2 階）  
Tel 048-840-6236

○事前相談申込書（6 様式 参照）

ブロック塀等の所有者	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	電話番号	( )
	代理の場合	会社名・氏名 連絡先 ( )
ブロック塀等の所在地	( <input type="checkbox"/> 同上 ) さいたま市 区	
既存塀の形状について ○を記入してください。	補強コンクリートブロック塀	
	その他 (無筋コンクリートブロック・石積み・レンガ積・万年塀)	
工事の内容について ○を記入してください。	除却工事のみ	基礎まで除却する
		基礎は残す
	除却工事および フェンスの設置	既存の基礎を再利用する
		新たな基礎を新設する

## 用語の定義

[道路等] 建築基準法第42条第1項及び第2項に規定する道路、または公園、広場及び遊歩道で市長が認めるものです。ただし、私道にあっては、通り抜けができるものに限ります。

[ブロック塀等] 補強コンクリートブロック塀、無筋コンクリートブロック塀、石積、レンガ積等の組積造の塀、万年塀等の組立式コンクリート塀その他これらに類する塀で、道路等に面するものです。

[軽量フェンス等] ネットフェンス、アルミ格子フェンス等の塀で、塀の頂部から基礎部分までの柱等が一体的に構成された軽量のものです。

## 助成対象となるブロック塀等

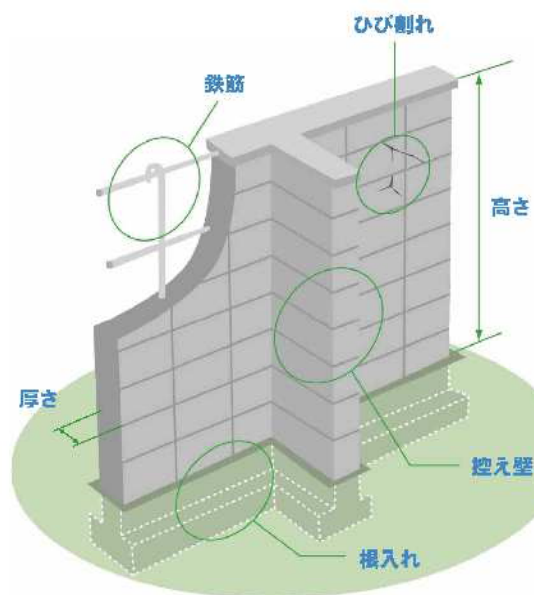
○次のすべてに該当するものが対象です。

(1) 道路等に面し、個人等が所有するもの。

(2) 道路等の地盤面からの高さが80cmを超えるコンクリートブロック塀、組積造の塀など(※1)で、「点検のチェックポイント」(下図参照)に一つでも不適合があるもの。

※1 組積造とは石積み、レンガ積み又は無筋コンクリートブロック造をいい、本事業においては組立式コンクリート塀(万年塀)なども助成対象とします。

### 点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか  
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か  
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)  
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか  
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か  
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか  
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。  
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)
- 7. 人の力でぐらつかない

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の高さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：  
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一歩改

## 助成金を受けられる方

- ・対象となるブロック塀等が設置されている土地または建築物を所有する個人（2親等以内の親族またはマンションの管理組合を含む）
- ・通学路に面する対象となるブロック塀等が設置されている土地または建築物を所有する法人で資本金又は出資金の額が3億円以下かつ従業員が300人以下の法人
- ・通学路に面する対象となるブロック塀等（墓地に限る）及び墓地を管理する者（上記規定に該当しない法人は除く）

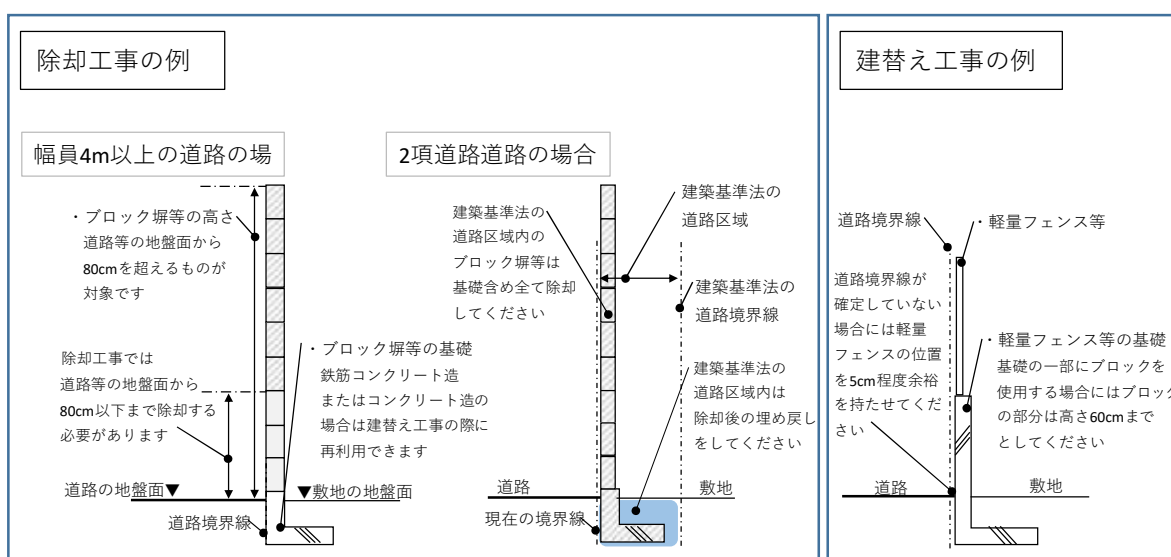
## 助成対象となる工事

### 【除却工事】 次のいずれかに該当する工事

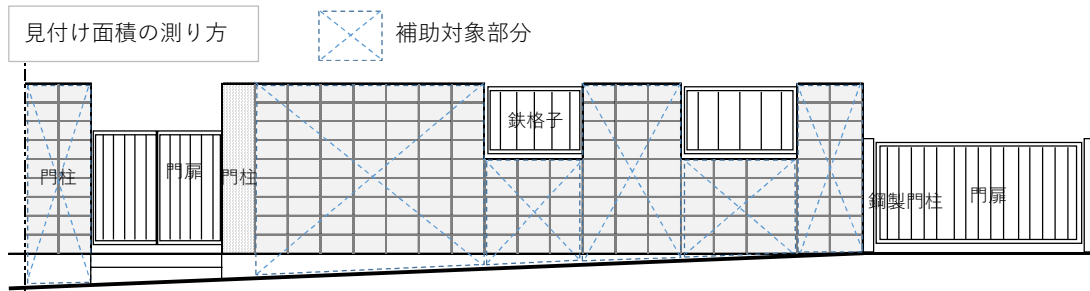
- ・道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までの高さ（ブロック塀等の下の基礎又は擁壁を含む。以下同じ。）を80cm以下の高さに除却する工事
- ・ブロック塀等の下に高さ80センチメートルを超える鉄筋コンクリート造の擁壁又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第10条に規定する間知石練積み造その他の練積みの擁壁がある場合におけるブロック塀等の部分のみを除却する工事

### 【建替え工事】

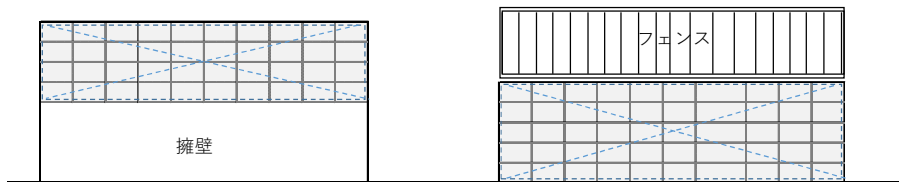
- ・アルミフェンス等の軽量フェンスを新設する工事で、除却工事を伴うもの



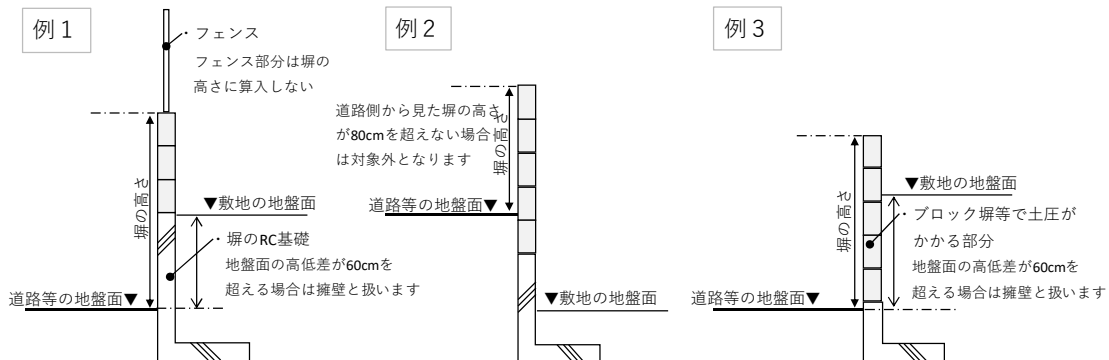
# 数量等の算出方法



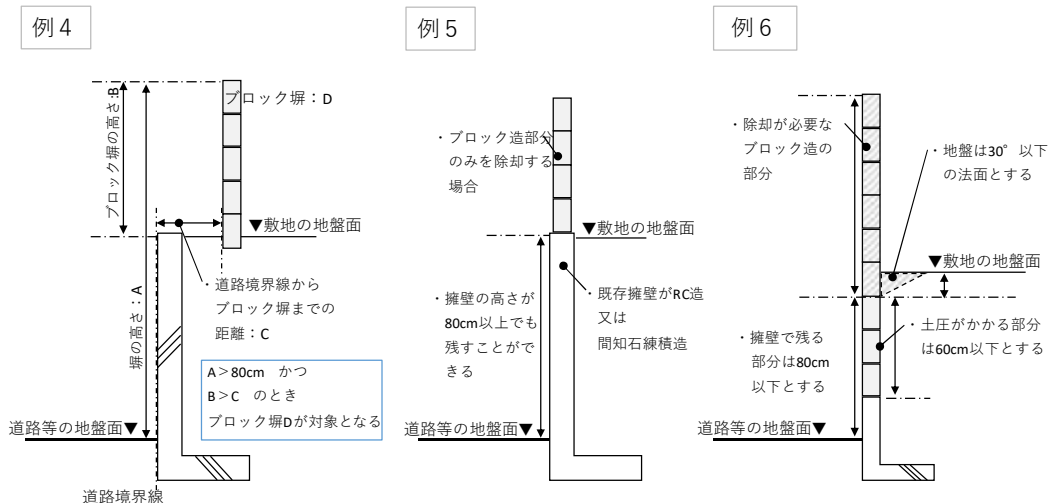
- ・ 門扉、金属製及びRC造の門柱は対象外です。
- ・ ブロック造または組積造の門柱は対象に含まれます。
- ・ ブロック塀下部の擁壁、ブロック塀上部のフェンスは対象外です。
- ・ 道路に勾配があり、塀の高さが変わる場合は、その一番高い部分が80cmを超えていれば構造的に一体の部分を対象とします。



## 塀の高さの測り方



## 擁壁がある場合の取扱い



## 助成金の申請期間

各年度の4月1日以後に申請、同じ年度の2月末日までに工事を完了し、「完了報告書（様式第9号）」の提出をしていただきます。

※ 予算の枠に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。事前にご連絡ください。

## 助成の金額

○次の（１）及び（２）により算出した金額の低い方（１件当たり30万円が限度（千円未満は切り捨て）

（１）「除却工事」又は「除却工事＋建替え工事」に要した金額の3分の2

（２）下記の表に示す対象工事ごとの施工単価により算出した金額の3分の2

助成対象項目		助成限度額単価（税抜）
除却工事（除却部分の見付け面積による）	基礎の撤去なし	7,600円/㎡
	基礎の撤去あり	11,700円/㎡
建替え工事（フェンス等の設置長さによる）	基礎を再利用	26,700円/m
	基礎を新設	36,400円/m

※ 助成金の額には、消費税相当額を含みます。



### 3 申請手続きについて

#### (1) 助成金の交付申請について

- 下記の必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。助成要件に適合しているか審査します。

提出書類	備 考
助成金交付申請書	様式第1号
承諾書兼委任状	取扱い様式第1号（ブロック塀等の所有者が複数の場合のみ）
ブロック塀等の安全性チェックリスト	取扱い様式第2号
現況写真	取扱い様式第2-①号 ※参考書式 道路側、敷地側、隣地境界部分などを撮影したもの
図面等	取扱い様式第2-①号 ※参考書式 (1) 除却工事における施工範囲を明示した概要図 (2) 建替え工事における軽量フェンス等の仕様書及び図面 (3) 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面する場合には、道路中心線、現況幅員及び後退位置を(1)又は(2)の図に明示すること。
助成金額の算定書	取扱い様式第3号
登記事項証明書等※1	土地又は建物の登記事項証明書、納税通知書、課税証明又は固定資産税状況調査同意書
見積書	申請日から6か月以内のもの。写し可。
その他	法人登記事項証明書ほか市長が必要と認める書類※2

※1 墓地の場合は不要です。

※2 墓地の場合は管理していることが分かる書類が必要となります。

- 申請していただいた内容を審査し、助成を決定したときは「助成金交付決定通知書(様式第2号)」を郵送いたします。
- この助成金交付決定通知書(様式第2号)を受理してから工事の契約を締結し、工事を進めてください。(契約者名と申請者名は同一としてください。)

※ 交付決定通知書(様式第2号)は、助成金の支払いを確定したものではありません。その後、工事が行われなかった場合、その他要綱に違反した場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

## (2) 辞退・変更について

- 助成金交付決定通知書（様式第2号）を受けた後、やむを得ない理由で工事を取りやめるときは、速やかに「申請取下届（様式第4号）」をご提出ください。
- 既に工事に着手している場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。
- 助成金の申請の内容を変更しようとするときは、「変更承認申請書（様式第5号）」に当該変更に係る書類を添付してご提出ください。

## (3) 完了報告について

- 工事が完了したときは、完了した日から30日を経過する日または申請年度の2月末日のいずれか早い日までに「完了報告書（様式第9号）」を提出してください。
- ご提出していただく書類は次の4つです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。適切に工事が行われたことを確認します。

提出書類	備考
完了報告書	様式第9号
写真等	(1) 除却工事又は建替え工事の施工の写真 (2) 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面する場合は、ブロック塀等の位置が道路中心線から2メートル後退していることがわかる写真
工事契約書の写し	工事契約書又は注文書の写し
工事費の支払いを証明する書類	領収書又は金融機関の振込み証明の写し

- 報告していただいた内容を審査し、助成金額を決定したときは「助成金交付額確定通知書(様式第10号)」を郵送いたします。
- 工事が完了しない場合や完了の報告がない場合、助成金は支払われませんのでご注意ください。

#### (4) 助成金の請求について

- 「助成金交付額確定通知書(様式第10号)」を受理しましたら、助成金の請求を行ってください。
- 「助成金交付請求書(様式第11号)」に必要事項をご記入いただき、受付窓口へご提出ください。
- 誤字については、訂正箇所には訂正印を押してください。申請書の氏名が署名の場合はサインでも可能です。修正液等は使わないようにしてください。
- 助成金額の欄については、誤字の訂正はできません。書き直しをお願いします。
- 請求書(様式第11号)がさいたま市に届きますと、約2~3週間後に指定の口座に助成金を振り込みます。
- 請求書(様式第11号)の銀行名欄は現在の銀行名を正確にご記入ください。

例	×	りそな銀行	◇○支店	→	○	埼玉りそな銀行	◇○支店
	×	三菱東京UFJ銀行	☆△□支店	→	○	三菱UFJ銀行	☆△□支店

## 4 よくある質問

---

### (1) 助成対象の確認

Q1. 事前相談の立ち会いは必ず必要ですか。現地で何を確認しますか。

A1. 必ずしも塀の所有者でなくてもいいですが、現場の状況のわかる方の立ち会いをお願いします。現地では、塀の種類、高さ、長さ、道路と敷地の状況などを見て、助成対象となるかや、除却工事、建替え工事の条件を一緒に確認していただきます。

Q2. 鉄筋コンクリート造の塀等は助成対象ですか。

A2. 鉄筋コンクリート造の塀、トタン塀、板塀等は助成対象ではありません。

Q3. 敷地が2面以上の道路に面していて塀が長いのですが、施工数量が多くても1件かつ上限額30万円しか申請できませんか。

A3. 道路が2面以上あり、1の道路に対して塀の長さが25mを超える場合には、面する道路ごとに複数件の助成金を申請できます。この場合道路ごとに1件ずつ30万円までの複数申請としていただきます。

### (2) 助成金交付申請

Q1. 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか？

A1. 事前相談が済んだものについては、通常は申請より1か月以内で交付決定通知を発行いたしますが、申請書の不備や添付資料が不足している場合には、更に時間を要することがございます。

Q2. 添付書類の『土地・建物登記事項証明書』は、いつ発行されたものであれば良いですか？

A2. 申請日から概ね6か月以内に発行されたものでご提出ください。

Q3. 登記事項証明書以外の書類でも、所有者確認ができる書類とできますか？

A3. 納税通知書、課税証明、インターネットの登記情報等で替えることができます。また、固定資産税調査同意書（取扱い様式第4号）を提出いただければ、納税義務者が確認できれば申請者として扱います。

Q4. 管理していることが分かる書類（墓地の場合）とは、どのような書類ですか？

A4. 管理組合の名簿や管理している方の同意書等となります。

**Q5. 訂正が必要な場合、訂正印は必要ですか？**

A5. 修正箇所に訂正印又はサインをしてください。

### **(3) 完了報告**

**Q1. 契約書と領収書はどんなものが必要ですか？**

A1. 契約書は一番最初の契約（原契約）と変更契約書及び契約書を交わさずに追加された工事の注文書等を全てご用意ください。領収書に関しては、最終的な精算額がわかるような領収書を全てご用意ください。契約書等で確認できる工事発注金額の合計と領収額の合計が同額となるようご確認ください。

**Q2. 領収書がありません。他に代用できるものはありますか？**

A2. 領収書の代わりとしてご利用いただけるのは、銀行等で振り込みをされた際の銀行の受付印が入った控え、請負業者の社判の押印されている精算書等がございます。

### **(4) 請求書の提出**

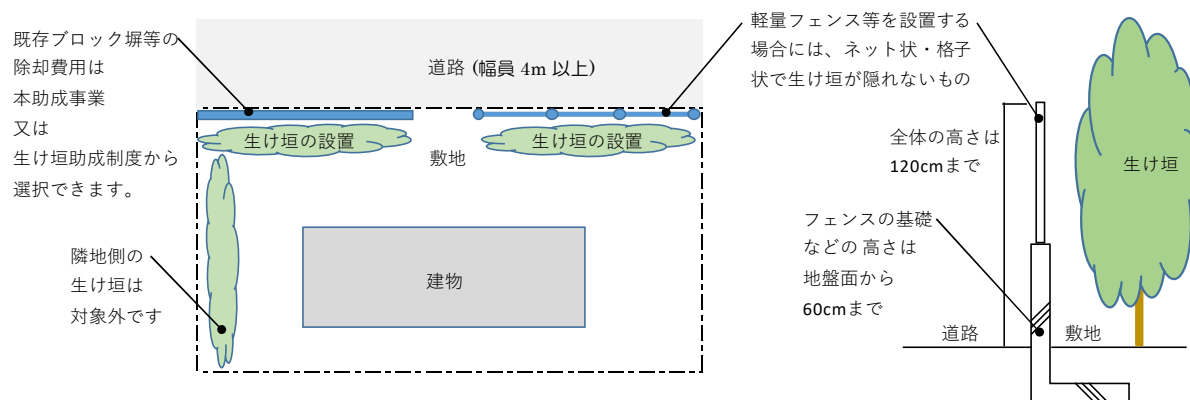
**Q1. 請求書はいつ提出すればいいですか？**

A1. 実績報告書を提出していただいた後、市より助成金交付額確定通知書と助成金交付請求書が送付されますので、助成金交付請求書へ振込先口座情報等をご記入の上、ご提出ください。手引き等にある請求書も同様にご利用いただけますが、口座の名義や番号等の誤記が非常に多く見受けられますのでご注意ください。  
また、助成金交付請求書は申請年度の3月23日までにご提出していただく必要があります。

## 5 関連制度について

### (1) 生け垣助成制度について

- ・ブロック塀等の除却に伴い、生け垣を設置したい場合は、生け垣の設置費用を助成する「生け垣助成制度」を合わせてご利用いただけます。



### ○助成内容

- ・生け垣の延長 (m) × 1 万円で、限度額は 20 万円です。なお、工事費が 1 m あたり 1 万円に満たないときは、その限度額が 1 m あたりの助成額となります。(千円未満は切り捨て)
- ・生け垣の総延長が 2 m 以上 (分割してつくる場合は各 1 m 以上)、樹木の高さ 60 cm 以上、1 m につき 2 本以上あり、相互に葉がふれあう程度に列植されていること。(カイズカイクキ・バラ等を除く)

### ○既存ブロック塀等改善事業との要件の違いで以下の点にご注意ください。

- ・自己の居住用の宅地に生け垣を初めて作る場合に限りです。
- ・ブロック塀等の高さを減じる場合の高さ又は新設するフェンスの基礎の高さは 60 cm までです。
- ・フェンスを新設する場合の全体の高さは 120 cm までで、フェンス部分は生け垣が隠れない構造のもの。

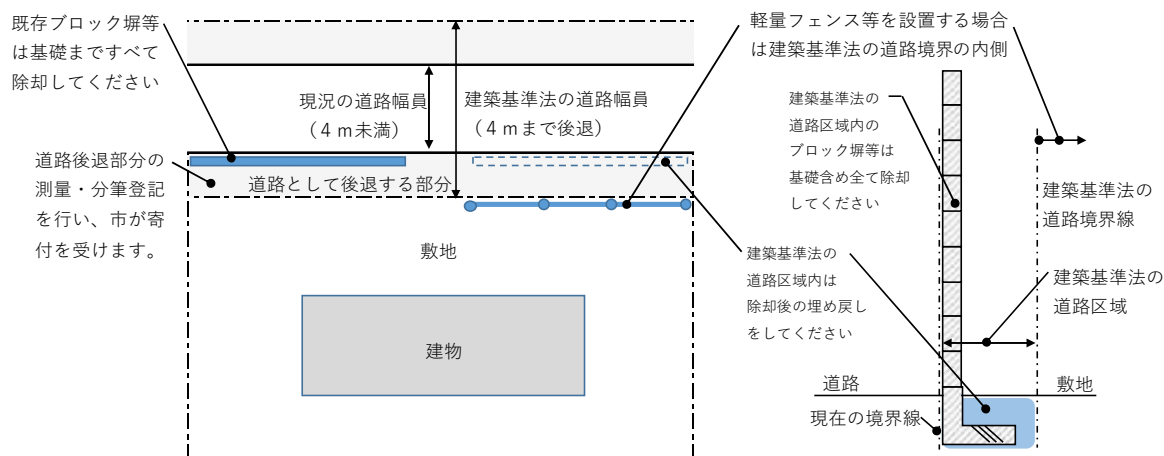
### ◆詳細については下記にお問い合わせください

申請窓口：公益財団法人 さいたま市公園緑地協会  
さいたま市南区別所 4 丁目 12 番 10 号  
HP：http://www.sgp.or.jp/

TEL 048-836-5678  
FAX 048-836-5200

## (2) 狭あい道路拡幅整備事業について

- ・ 建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路（幅員 4 m 未満）に面するブロック塀等を除却する場合は、道路後退が必要になりますので、道路区域となる部分の分筆登記費用を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を合わせてご利用いただくよう推奨しています。



### ○助成内容

- ・ 寄付をいただく土地は申請前に分筆し、区域を明らかにしていただくため、測量、分筆登記に要する費用の一部を助成します。
- ・ 補助金の額は 8 万円を限度額とします。ただし、寄付申請の際、測量及び分筆登記に要した費用が確認できる書面の提出がある場合は 12 万円を限度として実際に要した費用を交付します。

### ◆詳細については下記にお問い合わせください

申請窓口：北部建設事務所 建築指導課 調査係 TEL 048-646-3237  
南部建設事務所 建築指導課 調査係 TEL 048-840-6237

## 6 様式

- ◆事前相談票申込書
- ◆助成金交付申請書（様式第1号）
- ◆承諾書兼委任状（取扱い様式第1号）
- ◆ブロック塀等の安全性チェックリスト（取扱い様式第2号）
- ◆ブロック塀等の撤去図・写真（取扱い様式第2-①号） ※参考書式
- ◆助成金額算定書（取扱い様式第3号）
- ◆完了報告書（様式第9号）
- ◆変更承認申請書（様式第5号）
- ◆固定資産税調査同意書（取扱い様式第4号）
- ◆消費税等仕入控除不適用申出書（様式第13号）
- ◆申請取下届（様式第4号）



さいたま市既存ブロック塀等改善事業  
**事前相談申込書**

太枠内を記入してください。

年 月 日

ブロック塀等の所有者	フリガナ			
	氏名			
	住所			
	電話番号	( )		
	代理の場合	会社名・氏名		
	連絡先	( )		
ブロック塀等の所在地	( <input type="checkbox"/> 同上 ) さいたま市 区			
既存塀の形状について ○を記入してください。	<input type="checkbox"/>	補強コンクリートブロック塀		
	<input type="checkbox"/>	その他 (無筋コンクリートブロック・石積み・レンガ積・万年塀)		
工事の内容について ○を記入してください。	<input type="checkbox"/>	除却工事のみ	<input type="checkbox"/>	基礎まで除却する
			<input type="checkbox"/>	基礎は残す
	<input type="checkbox"/>	除却工事および フェンスの設置	<input type="checkbox"/>	既存の基礎を再利用する
			<input type="checkbox"/>	新たな基礎を新設する

現地調査の予定日は、	年 月 日 ( )	になります。
	午前・午後 時 分	

※ 現地調査では、当課の職員が高さなどの計測や構造等を確認いたします。  
 その際に改善工事の計画内容について聞き取りを行い、助成対象の可否をお答えいたしますので、内容についてわかる方の立会いをお願いいたします。  
 また、併用が可能な事業については、該当する所管にお問合せいただきますようお願いいたします。

【生け垣助成制度】 (公財)さいたま市公園緑地協会 048-836-5678

【狭あい道路拡幅整備事業】 北部建設事務所 建築指導課 調査係 048-646-3237  
 南部建設事務所 建築指導課 調査係 048-840-6237

ご不明な点については、下記までご連絡ください。

**お問合せ先**

北部建設事務所(西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区)

建築指導課 指導・中高層係

電話 048-646-3235 FAX 048-646-3268

メール hokubu-kenchiku-shido@city.saitama.lg.jp

南部建設事務所(中央区・桜区・浦和区・南区・緑区)

建築指導課 指導・中高層係

電話 048-840-6236 FAX 048-840-6267

メール nambu-kenchiku-shido@city.saitama.lg.jp

受付

様式第1号（第6条関係）

既存ブロック塀等改善事業助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電話番号  
（フリガナ）  
氏 名

ブロック塀等の改善に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 現地の概要

ブロック塀等の所在地	さいたま市 区
ブロック塀等が面する道路等	・法第42条第1項第1号から第4号の道路 <input type="checkbox"/> 同条第1項第5号の道路 <input type="checkbox"/> 同条第2項の道路 <input type="checkbox"/> ・公園等 <input type="checkbox"/> ( ) ・道路番号等 <input type="checkbox"/> ( ) ・私道の場合の通り抜けの形態 <input type="checkbox"/> ・指定通学路 (有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> )

2 助成対象事業の項目

除却工事（建替え工事の除却を含む。）

ブロック塀等の種別	基礎の除却の有無	高さ		延長	見付面積
		除却前	除却後		
補強 CB ・ 組積造等	有 ・ 無	m	m	m	m <sup>2</sup>

建替え工事

軽量フェンス等の種類	基礎の築造方法	高さ	延長
	新設 ・ 再利用	m	m

3 助成金の額

助成事業に要する費用	円
上記費用に係る消費税等仕入控除税額（該当する場合のみ）	円
助成金申請額（消費税等仕入控除税額を除いた額）	円

4 予定日

着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

5 添付書類

<input type="checkbox"/>	承諾書兼委任状（ブロック塀等の所有者が複数の場合）
<input type="checkbox"/>	ブロック塀等の安全性チェックリスト（ブロック塀等の概要図・現況写真）
<input type="checkbox"/>	図面等
<input type="checkbox"/>	(1) 除却工事の施工範囲を明示した図面等
<input type="checkbox"/>	(2) 建替え工事の軽量フェンス等の仕様書及び図面
<input type="checkbox"/>	(3) 法第42条第2項に規定する道路に面する場合には、道路中心線等及び現

	況幅員を(1)又は(2)に明示している。
<input type="checkbox"/>	助成金の算定書
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書、納税通知書等の写し又は固定資産税況調査同意書
<input type="checkbox"/>	見積書（写し可）

## 6 誓約事項

さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱の規定に基づく申請をするに当たり、同要綱の規定を遵守します。

万一、助成対象事業に関わる関係者とのトラブルが発生したときは、助成事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱の規定に違反した場合において、助成金の一部又は全部について支払が完了している場合には、既にさいたま市から交付された助成金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

以下、誓約に関する特記事項

- 1 構造上一体となっているブロック塀等の一部を撤去する場合には、助成事業者以外の所有者に対して工事の内容について説明し、ブロック塀等の部分を切り離すことについて承諾を得ています。
- 2 助成金を受けて設置する軽量フェンス等については
  - (1) 工事の請負業者から安全性について確認を受けています。
  - (2) 助成金の額の確定通知を受けた日から起算して5年以内は、工事完了時の形態を変更せず、当該軽量フェンス等を譲渡する場合には、譲渡を受ける者に対して、この要綱の規定及び本誓約事項の遵守を継承させます。

上記事項を遵守します。

申請者氏名

注 1. 法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名を記入してください。

さいたま市長

(1) 助成金の申請を行う者

住所

氏名

(2) 助成対象事業の箇所

さいたま市 区

既存ブロック塀等改善事業  
承諾書兼委任状

(2)に存するブロック塀等の所有者全員の間において、さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱に基づき（除却工事・建替え工事）を実施することについて合意したところであり、助成金の申請を行う者以外の所有者である私（私たち）は、(1)の者が助成金の交付を受けることについて承諾し、その手続きの一切について委任いたします。

(3) 助成金の申請を行う者以外の所有者

① 日付 年 月 日

住所

氏名

② 日付 年 月 日

住所

氏名

③ 日付 年 月 日

住所

氏名

(共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方の住所、氏名を別紙に記載し、添付してください。)

注 氏名が印字の場合には押印してください。

(取扱い様式第2号)

既存ブロック塀等改善事業  
ブロック塀等の安全性チェックリスト

1. 補強コンクリートブロック塀の場合

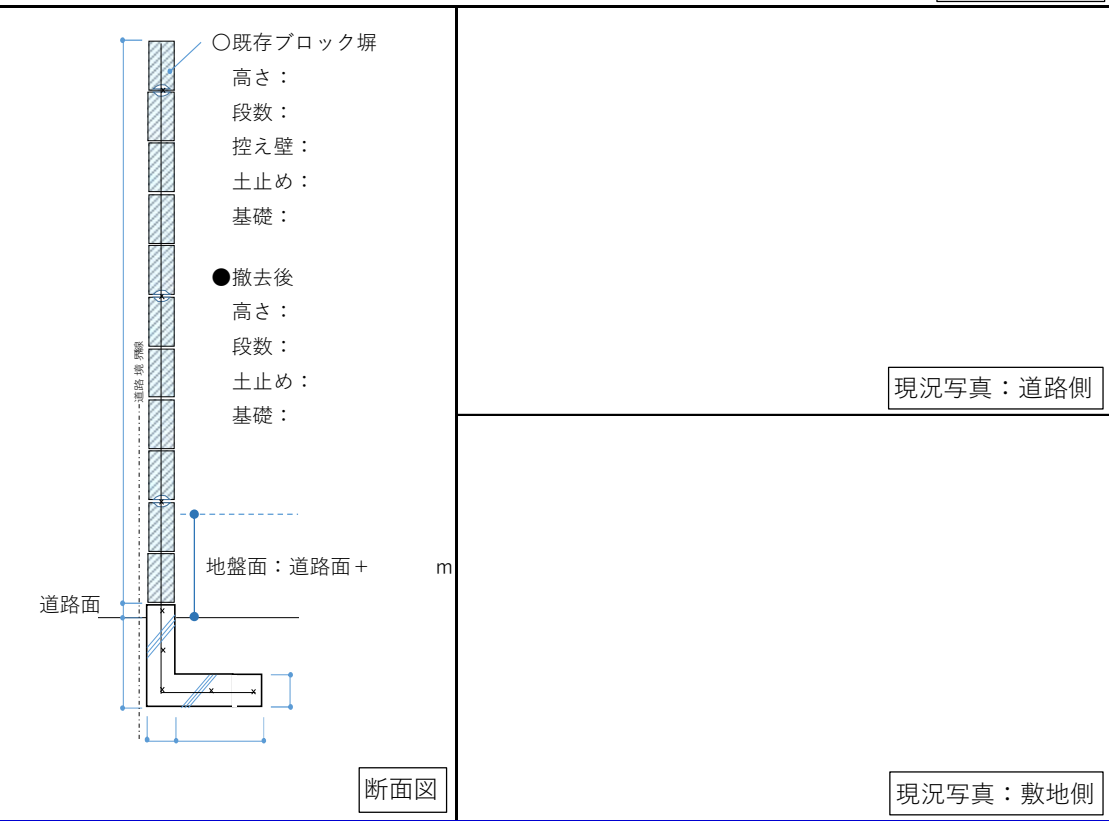
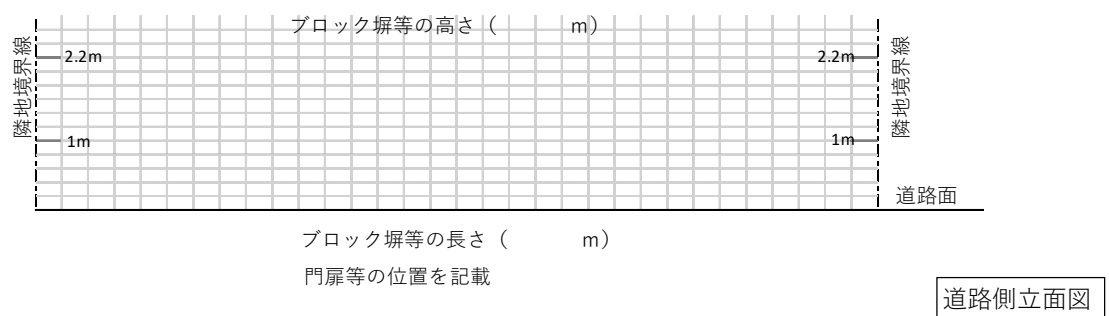
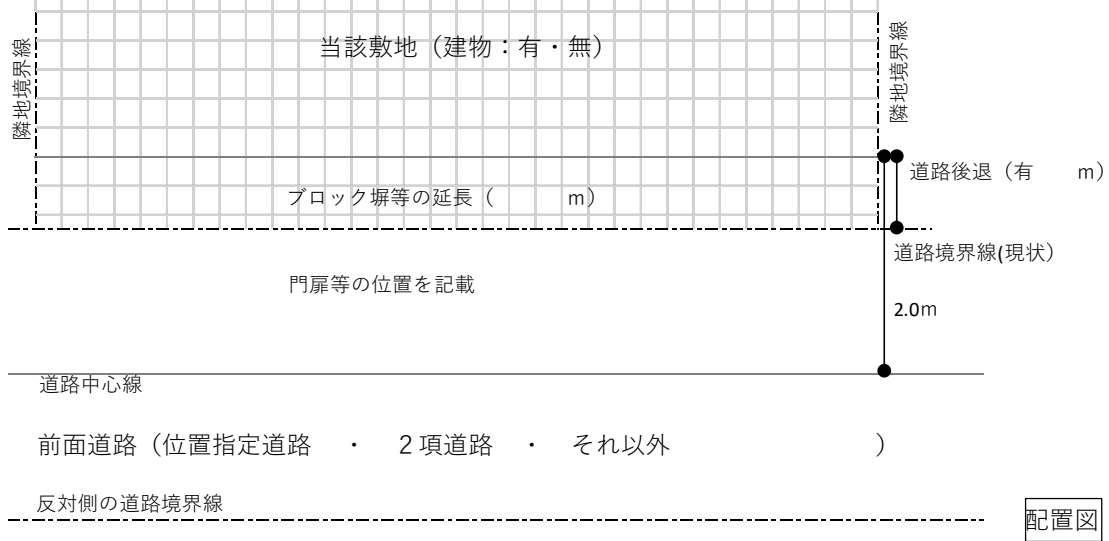
安全性に関する項目		内 容	
目視等で調査できる項目		(該当するものには○、該当しないものには×を記入)	チェック
1	高さ	塀の高さが地盤面から 2.2m以下である	
2	壁の厚さ	壁の厚さは 10cm 以上 (塀の高さ 2m超 2.2m以下の場合は 15cm 以上) ある	
3	控え壁(塀の高さ 1.2m 超の場合)	塀の長さ 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1 / 5 以上突出したものが ある	
4	基礎	コンクリートの基礎がある	
5	塀の傾き、ひび割れ	塀に傾き、ひび割れは無い	
6	ぐらつき	人の力でぐらつかない	
目視等で調査できない項目		(1 から 6 をすべて満たし図面がある場合のみチェック)	
7	鉄筋	塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が縦横とも 80cm 間隔以下で配筋 されている	
8	基礎の根入れ深さ(塀 の高さ 1.2m 超の場合)	基礎の丈は 35cm 以上で、根入れ深さは 30cm 以上である	

2. 組積造 (組立式コンクリート塀を含む) の塀の場合

安全性に関する項目		内 容	
目視等で調査できる項目		(該当するものには○、該当しないものには×を記入)	チェック
1	高さ	塀の高さが地盤面から 1.2m以下である	
2	壁の厚さ	各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂部までの高さの 1 / 10 以上ある	
3	控え壁	塀の長さ 4m以下ごとに、壁の厚さの 1.5 倍以上突出した ものが ある	
4	基礎	基礎がある	
5	塀の傾き、ひび割れ	塀に傾き、ひび割れは無い	
6	ぐらつき	人の力でぐらつかない	

- 上記 1 又は 2 のチェックリストのうち 1 つでも満たさない項目がある場合は危険性があるものとする。
- 組立式コンクリート塀の検討については上記チェック項目 5, 6 のみをチェックし、製作メーカー等がわかる場合は仕様書等を参考に現場の状態から危険性を判断する。

### ブロック塀等の撤去図・写真



(取扱い様式第3号)

既存ブロック塀等改善事業

## 助成金額算定書

### 1. 除却工事（既存ブロック塀等の除却費）

#### (ア) 基礎を残す場合

見積り金額(税抜き) × 補助率 = 基礎額(1円未満切捨て)  
 円 × 2/3 =  円 (A)

上限施工単価 × 見付け面積 × 補助率 = 基礎額(1円未満切捨て)  
7,600 円/m<sup>2</sup> ×  m<sup>2</sup> × 2/3 =  円 (B)

基礎額AとBの低い方 =  円 (C)  
助成対象限度額

#### (イ) 基礎も除却する場合

見積り金額(税抜き) × 補助率 = 基礎額(1円未満切捨て)  
 円 × 2/3 =  円 (D)

上限施工単価 × 見付け面積 × 補助率 = 基礎額(1円未満切捨て)  
11,700 円/m<sup>2</sup> ×  m<sup>2</sup> × 2/3 =  円 (E)

基礎額DとEの低い方 =  円 (F)  
助成対象限度額

### 2. 建替え工事（軽量フェンスの設置費）

#### (ア) 基礎を再利用する場合

見積り金額(税抜き) × 補助率 = 基礎額(1円未満切捨て)  
 円 × 2/3 =  円 (G)

上限施工単価 × 施工長さ × 補助率 = 基礎額(1円未満切捨て)  
26,700 円/m ×  m × 2/3 =  円 (H)

基礎額GとHの低い方 =  円 (I)  
助成対象限度額

#### (イ) 基礎を新設する場合

見積り金額(税抜き) × 補助率 = 基礎額(1円未満切捨て)  
 円 × 2/3 =  円 (J)

上限施工単価 × 施工長さ × 補助率 = 基礎額(1円未満切捨て)  
36,400 円/m ×  m × 2/3 =  円 (K)

基礎額JとKの低い方 =  円 (L)  
助成対象限度額

### 3. 助成金申請額（限度額300,000円）

(ア) 基礎残し： 円 (C) +  円 (I) =  円  
除却費限度額 建替え費限度額 助成対象経費  
 %  円  円  
消費税率 消費税額 助成金申請額  
(千円未満切捨て)

(イ) 基礎とも： 円 (F) +  円 (L) =  円  
除却費限度額 建替え費限度額 助成対象経費  
 %  円  円  
消費税率 消費税額 助成金申請額  
(千円未満切捨て)

様式第9号（第10条関係）

既存ブロック塀等改善事業完了報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知がありました標記の助成金に係る事業が完了しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 助成対象事業の名称

除却工事・建替え工事

2 実施箇所

さいたま市 区

3 実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 助成金交付決定金額（事業の変更があった場合は、変更承認後の交付決定額）

円

5 添付書類

<input type="checkbox"/>	除却工事の写真
<input type="checkbox"/>	建替え工事の写真
<input type="checkbox"/>	道路等が建築基準法第42条第2項に規定する道路の場合には、ブロック塀等の位置が道路中心線から2m後退していることが分かる写真
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書等又は注文書の写し
<input type="checkbox"/>	領収書等の写し（工事代金の支払を証明するもの）

注



既存ブロック塀等改善事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電話番号  
（フリガナ）  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知がありました標記の助成金に係る事業について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 助成対象事業の種別

除却工事 ・ 建替え工事

2 実施箇所

さいたま市 区

3 変更の内容

--

4 変更の交付申請金額

円
<input type="checkbox"/> 金額の変更なし

5 添付書類

<input type="checkbox"/>	承諾書兼委任状（ブロック塀等の所有者が複数の場合）
<input type="checkbox"/>	変更に係る部分の図面等
<input type="checkbox"/>	助成金の算定書
<input type="checkbox"/>	変更の見積書（写し可）

注

(取扱い様式第4号)

年 月 日

さいたま市長

申請者

生年月日 年 月 日

住所

氏名

既存ブロック塀等改善事業  
固定資産税調査同意書

(建築物に付属する・土地に存する) ブロック塀等の所有者である私は、さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、固定資産税の納税義務者について調査することに同意します。

調査対象の固定資産

家屋	
所在地(地番)	さいたま市 区
所有者名	
土地	
所在地(地番)	さいたま市 区
所有者名	

注 氏名が印字の場合には押印してください。

（宛先）さいたま市長

住 所  
電話番号  
氏 名

消費税等仕入控除不適用申出書

次の助成対象事業に要する費用について、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けませんので、その旨を申し出ます。

なお、事業の完了までに、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けることになった場合は、速やかに市長に報告します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告を行います。

助成対象事業の概要

ブロック塀等の所在地	さいたま市 区
助成対象事業の種別	<input type="checkbox"/> 除却工事 <input type="checkbox"/> 建替え工事

理由 消費税法の規定による消費税額の仕入税額の控除を行わない理由について、該当する項目を選択すること。

- 消費税法における納税義務者でない。
- 消費税法第9条第1項の納付義務の免除者であり、かつ、同条第4項に基づき、同条第1項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。
- 簡易課税事業者であり、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した事業者である。
- 上記の3項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象に含めない。

注

様式第4号（第8条関係）

既存ブロック塀等改善事業助成金交付申請取下届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
電話番号  
氏 名

標記の助成金について、次のとおり申請を取り下げます。

1 助成対象事業の種別

除却工事 ・ 建替え工事

2 実施箇所

さいたま市 区

3 助成金申請年月日（交付決定前に取り下げる場合）

年 月 日

4 交付決定番号（交付決定後に取り下げる場合）

第 号

5 取下げ理由

注

申請受付窓口・制度に関するお問い合わせ

西区 北区 大宮区 見沼区 岩槻区  
にお住まいの方は

北部建設事務所 建築指導課

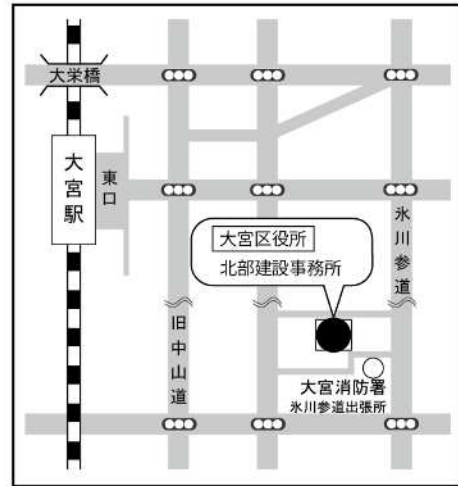
〒330-8501

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

大宮区役所内6階

TEL 048-646-3235

FAX 048-646-3268



中央区 桜区 浦和区 南区 緑区  
にお住まいの方は

南部建設事務所 建築指導課

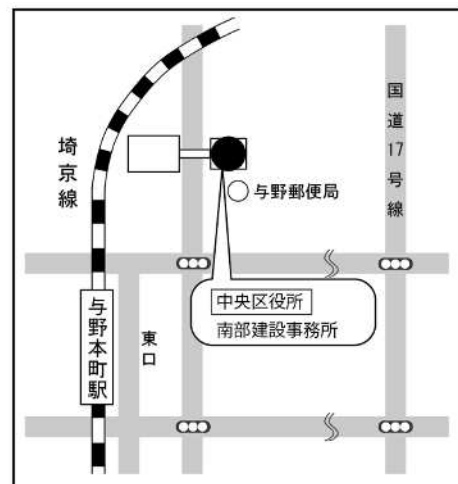
〒338-8686

さいたま市中央区下落合5-7-10

中央区役所内 別館2階

TEL 048-840-6236

FAX 048-840-6267



制度に関するお問い合わせ

さいたま市役所 建築総務課 企画係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1539

FAX 048-829-1982

申請書のダウンロード等

さいたま市ホームページ

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p063311.html>

